

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則	次	ページ
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (保健福祉部総務課)		19
訓 令		
○北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令..... (管財課)		19
告 示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (広報広聴課)		20
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)		21
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定..... (土地改良指導課)		21
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可..... (土地改良指導課)		21
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)		21
○農業振興地域の指定の一部改正..... (農村計画課)		21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)		22
○特定調達契約に係る入札の公告..... (技術管理課)		22
道選挙管理委員会告示		
○北海道知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表の一部訂正.....		23
○北海道議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表の一部訂正.....		23
道監査委員告示		
○地方自治法第252条の32第2項の規定による包括外部監査人補助者の氏名及び住所並びに補助できる期間.....		24
道監査委員公表		
○監査公表第6号.....		24

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第101号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「246万8,000円」を「243万3,000円」に改める。

第31条第3項中「52万5,000円」を「51万9,000円」に改める。

第33条第3項中「18万9,000円」を「19万3,000円」に、「15万1,200円」を「15万4,400円」に改める。

第33条の3第4項第1号中「3,200円」を「3,300円」に改める。

第33条の4第3項中「13万8,500円」を「13万7,000円」に改める。

別表第1の1の事項中「32,800円」を「32,700円」に、「39,200円」を「39,100円」に、「49,800円」を「49,600円」に、「28,600円」を「28,500円」に、「36,900円」を「36,800円」に、「51,600円」を「51,400円」に、「60,500円」を「60,300円」に、「75,800円」を「75,600円」に、「10,400円」を「10,300円」に改め、同表の2の事項中「17,000円」を「16,900円」に、「20,100円」を「20,000円」に改める。

別表第2の1の事項中「17,600円」を「17,400円」に、「12,100円」を「11,900円」に、「11,600円」を「11,400円」に、「17,400円」を「17,200円」に、「20,900円」を「20,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第33条第3項及び第33条の3第4項第1号の規定は、平成16年4月1日から適用する。

訓 令

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「総合企画部長」を「企画振興部長」に改める。

別表第1中「総合企画部長」を「企画振興部長」に改める。

4月23日～6月30日は「シシムネ」を「シシムネ」の特別推進期間です。

別表第2 発電設備の項中 「 外部一般点検

毎月1回」を

外部一

般点検

毎月1回
(無線中
継所は、
6箇月ご
とに1回)

に改め、同表中

変 圧 器	外部一般点検	毎月1回	
	外部精密点検清掃	毎年1回	停電作業
	絶縁抵抗測定	毎年1回	停電作業
	絶縁油点検	毎年1回	停電作業
	絶縁油酸化測定、耐圧試験	3年1回	試料採取停電作業
	内部精密点検	5年1回	停電作業
し や 断 器 油 入 開 閉 器	外部一般点検	毎年1回	
	外部精密点検清掃	毎年1回	停電作業
	絶縁抵抗測定	毎年1回	停電作業
	内部精密点検	2年1回	停電作業
	絶縁油点検	毎年1回	停電作業
	絶縁油酸化測定、耐圧試験	3年1回	試料採取停電作業
	しゃ断器動作試験	毎年1回	

を

変 圧 器	外部一般点検	毎月1回 (無線中 継所は、 6箇月ご とに1回)	
	外部精密点検清掃	毎年1回	停電作業
	絶縁抵抗測定	毎年1回	停電作業
	内部精密点検	5年1回	停電作業
し や 断 器	外部一般点検	毎年1回	
	外部精密点検清掃 絶縁抵抗測定	毎年1回 毎年1回	停電作業 停電作業

に

開 閉 器	内部精密点検 しゃ断器動作試験	5年1回 毎年1回	停電作業
-------	--------------------	--------------	------

改め、高圧接地継電器の項中 「 外部一般点検

毎月1回」

外部一般点検
を

毎月1回
(無線中
継所は、
6箇月ご
とに1回)

に改め、

低圧漏電警報器の項を削り、計器、高圧変成器、変流器の項、コンデンサの項及び一般電気
使用場所の電気設備の項中 「 外部一般点検

毎月1回」

外部一般点検
を

毎月1回
(無線中
継所は、
6箇月ご
とに1回)

に改める。

附 則

この訓令は、平成16年5月14日から施行する。

告 示

北海道告示第505号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年5月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

(1) 名 称 平成16年度広報誌「ほっかいどう」制作業務

(2) 数 量 4,892,000部

2 随意契約の相手方を決定した日

平成16年4月27日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社電通北海道
- (2) 住所 札幌市中央区大通西5丁目11番地1

4 随意契約に係る契約金額

150,853,290円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道知事政策部知事室広報広聴課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成16.4.27	日高町土地改良区
同 16.4.28	美深土地改良区

北海道告示第507号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、遠別土地改良区の行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成16年5月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、倶知安土地改良区が管理する一線の沢頭首工に係る管理規程を認可した。

平成16年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

認可した管理規程の概要

一線の沢頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第509号

道営土地改良（北空知地区広域営農団地農道整備）事業の土地改良事業変更計画を定めた。その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年5月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第510号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農村計画課及び関係支庁へ備え置いて縦覧に供する。

平成16年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 昭和45年北海道告示第703号の一部を次のように改正する。
枝幸地域の事項中「平成2年枝幸町告示第17号」を「平成16年枝幸町告示第24号」に改め、帯広地域の事項中「平成15年北海道告示第499号」を「平成16年北海道告示第391号」に改め、芽室地域の事項中「平成13年北海道告示第1863号」を「平成16年北海道告示第391号」に改める。
- 2 昭和45年北海道告示第2678号の一部を次のように改正する。
幕別地域の事項中「平成14年北海道告示第504号」を「平成16年北海道告示第391号」に改める。
- 3 昭和46年北海道告示第2814号の一部を次のように改正する。
伊達地域の事項中「平成10年北海道告示第1900号」を「平成16年北海道告示第391号」に改める。
- 4 昭和48年北海道告示第3341号の一部を次のように改正する。
札幌地域の事項中「都市計画法で定める市街化区域（平成14年北海道告示第1798号）を「都市計画法で定める市街化区域（平成16年北海道告示第391号）に改め、苫小牧地域の事項中「平成10年北海道告示第2155号」を「平成16年北海道告示第391号」に改め、「北海道大学演習林の区域、」の次に「字沼ノ端901-1、901-6ほか地先の国有未開地、」を加える。

北海道告示第511号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年5月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 松前郡福島町字千軒637の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 松前郡福島町字千軒666の1、668の1
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第512号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
北海道公共事業電子情報化支援機器の現地調整業務 一式

対象の機器	L 2スイッチA	13台
	L 2スイッチB	54台
	ルータA	3台
	ルータB	63台
	ルータC	11台
	ルータD	50台
	積算サーバ	67台

- (2) 調達をする特定役務の仕様等
入札説明書及び要求仕様書、特記仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成16年12月10日まで
- (4) 履行場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該業務に関し、全道規模のネットワークにおける現地調整時の確認方法や現地調整時の障害対応を証明した者であること。
- (4) 当該業務に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年5月17日（月）から28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前9時から午後5時まで）

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設管理室技術管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理室技術管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道建設部建設管理室技術管理課）

(2) 入札日時 平成16年6月28日 午前10時（送付による場合は、平成16年6月27日必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理室技術管理課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)ア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)、(13)によるほか、次による。

(1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道建設部建設管理室技術管理課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 168

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

local adjustment of a computer machine etc 1-type

applicable machine ~	（	switch A	13 sets
		switch B	54 sets
		router A	3 sets
		router B	63 sets
		router C	11 sets
		router D	50 sets
	）	server	67 sets

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., June 28, 2004

C . Contact :

Technological Management Division, Office of Construction Management, Department of Construction, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 29-168

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成15年4月13日執行の北海道知事選挙に関し候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、伊東 秀子候補者の出納責任者海辺 勝主から報告書の訂正報告があったので、要旨の公表の一部を次のとおり訂正する。

平成16年5月14日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋 良三

3 報告書の要旨中の「伊東秀子連合後援 政治団体 12,154,758円」を「伊東秀子連合後援 政治団体 12,190,555円」に、「佐々木 廣子 主婦 119,000円」を「佐々木 廣子 主婦 119,000円」に、「大河内 憲司 サービス業 51,000円」に、「家屋費 4,466,176円」を「家屋費 4,534,176円」に、「集合会場費 108,675円」を「集合会場費 176,675円」に、「広告費 782,250円」を「広告費 852,047円」に、「今回計 12,877,758円」を「今回計 13,105,555円」に、「総計 12,877,758円」を「総計 13,105,555円」に、「前回計 12,877,758円」を「前回計 13,105,555円」に、「総計 14,724,275円」を「総計 14,862,072円」に、「総計 16,686,025円」を「総計 16,823,822円」に、「前回計 14,724,275円」を「前回計 14,862,072円」に、「総計 14,732,430円」を「総計 14,870,227円」に、「前回計 16,686,025円」を「前回計 16,823,822円」に、「総計 16,694,180円」を「総計 16,831,977円」に改める。

北海道選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成15年4月13日執

行の北海道議会議員選挙に関し候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、登別市選挙区 井野 厚候補者の出納責任者 工藤 富雄から報告書の訂正報告があったので、要旨の公表の一部を次のとおり訂正する。

平成16年5月14日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

「民主党北海道総支 政 党 50,000円 「民主党北海道連合会

3 報告書の要旨中の を 井野厚連合

その他の寄附 - 円 その他の寄

その他の収入 1,301,023円」 その他の収

道総支 政 党 50,000円

後援会 政治団体 1,301,023円 に改める。

附 - 円

入 - 円」

16年3月31日付けで知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成16年5月14日

北海道監査委員 石 井 孝 一

北海道監査委員 伊 藤 政 信

北海道監査委員 徳 永 光 孝

北海道監査委員 宮 間 利 一

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査の事務を補助する者に関する事項について次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成16年5月14日

北海道監査委員 石 井 孝 一

北海道監査委員 伊 藤 政 信

北海道監査委員 徳 永 光 孝

北海道監査委員 宮 間 利 一

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成14年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により平成